

○箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金交付要綱

平成28年4月1日告示第113号

改正

平成29年4月1日告示第96号の3

箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金交付要綱を次のように定め、平成28年4月1日以降において事業主から正規雇用された者が在職している当該事業主について適用する。

箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、箕輪町の産業の未来を担う若い人材の雇用支援及び正規雇用化の促進を図るため、町内に居住する若者を正規雇用した事業主に対して、未来を担う若者正規雇用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未来を担う若者 雇入れ開始日現在で、満25歳以下の者をいう。
- (2) 正規雇用 雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇用する場合をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に事業所又は事務所（以下「町内事業所等」という。）を有する事業主であること。
- (2) 町外に本社を有する事業主である場合には、町内事業所等を勤務場所とした新規雇用であること。
- (3) 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。
- (4) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者のうち、従業員数が300人以下の事業主であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主は対象としない。

- (1) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する事業主
- (2) 町税等を滞納している事業主
- (3) 国及び地方公共団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める事業主
（交付対象となる未来を担う若者の要件）

第4条 補助金の交付の対象となる未来を担う若者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成31年3月31日までに正規雇用され、その後12月を経過し、かつ、引き続き雇用される見込みのもの
- (2) 正規雇用された日の属する月において町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有することが見込まれるもの
- (3) 事業主の二親等以内の親族でないもの
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、交付の対象となる未来を担う若者1人につき10万円とする。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、未来を担う若者を雇用した日から起算して、12月を経過した後、3月以内に箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）及び箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金対象者名簿（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定及び交付確定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金交付決定書兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条の規定により交付決定及び交付確定を受けた申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、箕輪町の未来を担う若者正規雇用補助金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、これを審査し、速やかに補助金を支払うものとする。